

第 7 9 号議案

所得税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例設  
定について

所得税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり設定する  
ものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

所得税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(八王子市児童育成手当支給条例の一部改正)

第 1 条 八王子市児童育成手当支給条例 (昭和 4 6 年八王子市条例第 3 9 号) の  
一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(支給要件) 第 4 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当 は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 保護者の前年の所得 (1 月から 5 月ま での月分の児童育成手当については、前 前年の所得とする。) が、その者の所得 税法 (昭和 4 0 年法律第 3 3 号) に規定 する <b>同一生計配偶者</b> 及び扶養親族 (以下 「扶養親族等」という。) 並びに当該保 護者の扶養親族等でない 1 8 歳に達した 日の属する年度の末日以前の児童で当該 保護者が前年の 1 2 月 3 1 日において生 計を維持したものの有無及び数に応じ て、市規則で定める額以上であるとき。 (2)・(3) (略)	(支給要件) 第 4 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当 は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 保護者の前年の所得 (1 月から 5 月ま での月分の児童育成手当については、前 前年の所得とする。) が、その者の所得 税法 (昭和 4 0 年法律第 3 3 号) に規定 する <b>控除対象配偶者</b> 及び扶養親族 (以下 「扶養親族等」という。) 並びに当該保 護者の扶養親族等でない 1 8 歳に達した 日の属する年度の末日以前の児童で当該 保護者が前年の 1 2 月 3 1 日において生 計を維持したものの有無及び数に応じ て、市規則で定める額以上であるとき。 (2)・(3) (略)

(八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 (平成元年八王子市

条例第44号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌翌年の1月1日から1年間は対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<b>同一生計配偶者</b>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等(父又は母に限る。以下この号において同じ。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、市規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌翌年の1月1日から1年間は対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<b>控除対象配偶者</b>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等(父又は母に限る。以下この号において同じ。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、市規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(八王子市心身障害者福祉手当支給条例の一部改正)

第3条 八王子市心身障害者福祉手当支給条例(昭和49年八王子市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。</p> <p>(1) 前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<b>同一生計配偶者</b>及び扶養親族の有無及び数に応じて、市規則で定める額を超えるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。</p> <p>(1) 前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<b>控除対象配偶者</b>及び扶養親族の有無及び数に応じて、市規則で定める額を超えるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例の一部改正)

第4条 八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例(昭和56年八王子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(支給要件) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、特定疾病患者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。 (1) その者(20歳未満の場合にあつては、主としてその者の生計を維持し、現に保護をしている父、母又はその他の者とする。)の前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する <b>同一生計配偶者</b> 及び扶養親族の有無及び数に応じて、市規則で定める額を超えるとき。 (2)~(5) (略) 3 (略)	(支給要件) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、特定疾病患者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。 (1) その者(20歳未満の場合にあつては、主としてその者の生計を維持し、現に保護をしている父、母又はその他の者とする。)の前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する <b>控除対象配偶者</b> 及び扶養親族の有無及び数に応じて、市規則で定める額を超えるとき。 (2)~(5) (略) 3 (略)

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八王子市児童育成手当支給条例第4条第2項第1号の規定は、平成31年6月以後の月分の同条例の規定による児童育成手当の支給要件について適用し、同年5月以前の月分の当該児童育成手当の支給要件については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月以後に行われる療養に係る医療費の助成の所得の制限について適用し、平成31年12月以前に行われた療養に係る医療費の助成の所得の制限については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の八王子市心身障害者福祉手当支給条例第2条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の同条例の規定による心身障害者福祉手当の支給要件について適用し、同年7月以前の月分の当該心身障害者福祉手当の支給要件については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例第2条

第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の同条例の規定による特定  
疾病患者福祉手当の支給要件について適用し、同年7月以前の月分の当該特定  
疾病患者福祉手当の支給要件については、なお従前の例による。